

## 議案第140号

佐野市大橋シルバーワークプラザ等の指定管理者の指定について

佐野市大橋シルバーワークプラザ等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和2年12月4日提出

佐野市長 岡 部 正 英

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

(1) 佐野市大橋町3211番地

佐野市大橋シルバーワークプラザ

(2) 佐野市戸室町689番地1

佐野市田沼シルバーワークプラザ

(3) 佐野市大橋町3211番地

佐野市大橋高齢者生きがい工房

### 2 指定する指定管理者

佐野市大橋町3212番地28

公益社団法人佐野市シルバー人材センター

理事長 新 里 城太郎

### 3 指定管理者に指定する期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

## 理 由

佐野市大橋シルバーワークプラザ及び佐野市田沼シルバーワークプラザ並びに佐野市大橋高齢者生きがい工房について、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

## 参 考

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 …省 略…

## 議案第140号参考資料

### 指定管理者候補者の概要

名称	公益社団法人佐野市シルバー人材センター
種別	公益社団法人
設立年月日	昭和58年8月31日
資産総額	1億1,164万7,848円
総従業員数	職員9人 会員514人
設立の趣旨	定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
事業概要	<p>(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する。</p> <p>(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う。なお、栃木県知事が「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に係る指定を行った場合は、本号中「軽易な業務」とあるのは「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。</p> <p>(3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。</p>

類似施設の  
管理実績

- (4) その他目的を達成するために必要な事業を行う。
- (1) 佐野市大橋シルバーワークプラザの指定管理
- (2) 佐野市田沼シルバーワークプラザの指定管理
- (3) 佐野市大橋高齢者生きがい工房の指定管理